

「健康サポート薬局」の定義と基本理念

■健康サポート薬局の定義

患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する薬局をいう
(医薬品医療機器法施行規則第1条第2項第5号)

■健康サポート薬局の基本理念

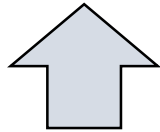
健康サポート薬局は次の2つの機能を持ち、地域包括ケアシステムの中で、地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する薬局である。

1. 地域における総合的な医療・介護サービスを提供する一員として、患者ごとに最適な薬学的管理・指導を行える機能
(→**かかりつけ薬剤師・薬局機能**)
2. OTC・衛生材料・介護用品等の提供と適正使用を推進し、運動・栄養などの生活習慣全般に関する相談等を気軽に受けられ、セルフメディケーション推進を支援できる機能
(→**健康サポート機能**)。

「健康サポート薬局」制度の概要

※「薬局開設許可申請書」に健康サポート薬局表示の有無の欄が入る

「健康サポート薬局」(掲示・表示)



実際の届出は、
平成28年10月1日より

事前に知事(市長、区長)に届出・受理



健康サポート薬局制度適用
は平成28年4月1日より

健康サポート機能

健康サポートを実施するうえでの地域における
住民や医療関係者との連携体制の構築

かかりつけ薬局の基本機能

「かかりつけ薬局」としての基本的な機能を有す

薬剤師の一定研修を修了

- 1) 技能習得型研修の内容
 - (1) 健康サポート薬局の基本理念
 - (2) 薬局利用者の状態把握と対応
 - (3) 地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応
- 2) 知識習得型研修の内容
 - (1) 地域住民の健康維持・増進
 - (2) 要指導医薬品等概説
 - (3) 健康食品
 - (4) 禁煙支援
 - (5) 認知症対策
 - (6) 感染対策
 - (7) 衛生用品、介護用品等
 - (8) 薬物乱用防止
 - (9) 公衆衛生
 - (10) 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例
 - (11) コミュニケーション力の向上

- ・連携体制における省令手順書への記載
- ・地域での連携体制の構築とリスト確認書類
- ・紹介内容を設けた紹介文書と連携事業書類
- ・資質、設備、表示、商品構成、営業時間、取組資料

- ・基本機能体制における省令手順書への記載
- ・かかりつけ薬剤師勤務表の掲示確認書類
- ・直近1年の在宅実績の資料
- ・疑義照会および医療機関への情報提供書類

1. 健康サポート薬局の機能

■健康サポート薬局には2つの機能

■両機能を備える薬局は「健康サポート薬局」と標榜可能に

かかりつけ薬剤師・薬局機能

- 服薬情報の一元的・継続的把握
- 24時間対応・在宅対応
- 医療機関等との連携



健康サポート機能

- 国民の病気の予防や健康増進に貢献
 - ・要指導医薬品やOTCの供給・助言
 - ・健康相談・受診勧奨・関係機関紹介

2. かかりつけ薬局機能

■かかりつけ薬局の機能

- ①かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制
- ②服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載
- ③懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ
- ④お薬手帳の活用
- ⑤かかりつけ薬剤師及びかかりつけ薬局の普及
- ⑥24時間対応
- ⑦在宅対応
- ⑧疑義紹介
- ⑨受診勧奨
- ⑩医師以外の多職種との連携

3. 健康サポート機能①

■健康サポート機能

- ①受診勧奨
- ②連携機関の紹介
- ③地域における連携体制の構築とリストの作成
- ④連携機関に対する紹介文書の提供
- ⑤関連団体や行政との連携と協力
- ⑥常駐薬剤師の資質 → 健康サポート研修の受講
- ⑦設備 → プライバシーに配慮した相談窓口の設置
- ⑧表示 → 健康サポート薬局である旨の掲示、OTC医薬品・健康食品等の助言や健康相談を行っている旨の掲示、健康サポートイベントの掲示

3. 健康サポート機能②

- ⑨ OTC医薬品、衛生材料、介護用品等の供給、OTC医薬品、健康食品等の助言・相談
- ⑩ 開店時間の設定 → 平日の営業日には8時間以上の連続開局かつ、土・日のいずれかの曜日には4時間以上の開局
- ⑪ 健康サポートへの取組
 - OTC医薬品、健康食品に関する助言や健康相談
 - 健康サポートイベントの実施
 - 勉強会での発表、情報発信等の取組みの発信
 - 行政や学会等のポスター・パンフレットの掲示や配布

4. 健康サポート薬局になるための手続き

■薬局がしなければならないこと

- ①健康サポート薬局になる(表示する)ためには、事前に知事(市長、区長)に届出 → 平成28年10月から受付受理と同時に「健康サポート薬局」の表示が可能に
- ②厚生労働大臣が定める基準に適合することを明らかにする書類を添付

■知事等がしなければならないこと

健康サポート薬局の公表

- ・健康サポート薬局の説明
- ・健康サポート薬局の検索ができるようにする
- ・健康サポート薬局のHPアドレスを記載

5. 健康サポート薬局研修

■ 研修実施機関

- ① 実施要綱項を満たすことができる法人
- ② 厚生労働省が指定する第三者機関への届出・確認が必要

■ 研修の内容・時間数

技能習得型研修		知識習得型研修	
研修項目	時間	研修項目	時間
健康サポート薬局の基本理念	1	地域住民の健康維持・増進	2
薬局利用者の状態把握と対応	4	要指導医薬品等概説	8
地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3	健康食品・食品	2
		禁煙支援	2
		認知症対策	1
		感染対策	2
		衛生用品・介護用品等	1
		薬物乱用防止	1
		公衆衛生	1
		地域包括ケアにおける先進的システム取組事例	1
コミュニケーション力の向上	1		